

一般社団法人 日本難病看護学会
難病看護師認定制度規則

第1章 総則

第1条 (目的) この制度は、難病看護の質の向上に主体的に取り組める看護師の育成を通して難病患者の医療およびケアの改善を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

第2条 (名称) 日本難病看護学会 (以下、本学会は、前条の目的を達成するため、日本難病看護学会認定・難病看護師(以下、難病看護師とする)を認定する。

2) 難病看護師の認定要件については、別に定める。

第3条 (難病看護師の役割) 難病看護師とは、難病看護に関する幅広い知識と熟練した技術を有していると認められた者をいい、以下の役割を果たす。

1. 難病の病態・病期に応じた看護判断に基づき、患者の主体的な療養生活を支援する看護実践ができる
2. 質の高い療養生活を送ることができるよう、難病患者・家族に対して相談・助言を行うことができる
3. 難病患者・家族の支援について、看護職員・関係職種の職員に対して連携し、助言・支持ができる
4. 難病患者・家族の生活の質向上を目指した地域としての取り組みに参画し、社会支援システムの向上・創造に寄与できる

第2章 難病看護師認定委員会

第4条 (難病看護師認定に係る組織) 本学会定款第 35 条に基づき、難病看護師認定委員会(以下、認定委員会)を設置し、以下の役割を果たすものとする。

1. 認定に係る事項 (新規認定審査・認定研修・更新申請の認定審査・移行措置)
2. 認定者の登録管理に係る事項
3. 認定制度の改正に係る事項
4. その他、上記に関係する課題についての検討

第5条 認定委員会は、本学会代表理事が指名する担当理事および理事会の議を経て委嘱した委員で構成する。

- 2) 認定委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 3) 認定委員会委員長は、本学会理事とする。

第6条 認定委員会は、難病看護師の認定に関して必要な認定実行委員会を設置することができる。

- 2) 認定実行委員会に、委員長、副委員長を置く。
- 3) 認定実行委員会委員長は、本学会理事とする。

第3章 難病看護師の認定

第7条 難病看護師の認定は、申請・資格審査・研修・登録・更新により行う。

- 2) 難病看護師の認定・更新の要件および資格の喪失については、別に定める。

第4章 難病看護師認定制度の会計

第8条 認定 制度の会計に関する事項は、認定委員会の管理の下に行い、本学会理事会の承認、監査を受ける。

第5章 難病看護師認定制度の情報管理

第9条 難病看護師に係る情報は、本学会代表理事の責任の下、認定委員会が管理する。

第6章 規則の見直し、変更

この規則については、本学会理事会の議決を経て変更することができる。

第7章 補 則

この規則を施行するために必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成 25 年 8 月 25 日から施行する。

この規則は、平成 2 6 年 8 月 29 日から施行する。

この規則は、令和 5 年 8 月 22 日から施行する。